

令和 3 年 11 月 30 日

第 5 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和3年11月30日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めましてお早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

ただ今より、令和3年第5回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

令和3年第5回多度津町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、町の発展と住民福祉の向上のために、日々議員活動にご精励頂いておることだと拝察を致します。

この夏に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の第5波につきましては、全国的に感染者が大幅に減少をし、落ち着いてきており、本県におきましても新規感染者ゼロの日が続いております。しかしながら、明日から師走となり、本格的な冬を迎え新型コロナウイルスの感染が広がりやすい環境となってくることや第6波の到来、また南アフリカなどで確認された新たな変異株「オミクロン株」による感染拡大などが懸念されていることから、引き続き町民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、3密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに3回目のワクチン接種の準備に取り組んでまいります。

さて、本臨時会につきましては、12月3日の令和3年12月町議会定例会の開会を間近に控える中ではありますが、国の人事院勧告や県人事委員会勧告を受けて職員等の期末手当の支給額の引き下げを行う関係で、期末手当の基準日の12月1日までに関係条例の改正を行う必要がありますことから、急遽招集させて頂いたものでございます。

本臨時会に提出させて頂いております議案は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正など4議案でございますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを致します。

議長（村井 勉）

ただいま、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和3年第5回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第5回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第 125 条の規定により、3 番 天野 里美 君、8 番 村井 保夫 君を指名致します。

日程第 2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第 5 回臨時会の会期は、本日 1 日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定致しました。

日程第 3. 議案第 1 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長 (山内 剛)

お早うございます。

議案第 1 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は本年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数の引き下げを行うことが令和 3 年 11 月 24 日に閣議決定されました。

国家公務員につきましては、令和 3 年度の引き下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当で減額する予定とされています。

地方公務員の給与改定につきましては、地域の実情を踏まえ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があり、県内では県及び県内市町の半数以上が改定措置等を 11 月中に行う予定であるため、本町におきましても、関係条例につきましては所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で 0.1 月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。第 1 条関係でございますが、令和 3 年 12 月期の期末手当について、現行の支給割合 100 分の 165 に、引き下げ分 100 分の 10 をマイナスし、100 分の 155 に改め、既に支給されている 6 月期分 100 分の 165 と合わせて、年間支給割合を 100 分の 320 とするものでございます。

次に、1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。第 2 条関係でございますが、令和 4 年度以降の期末手当の年間支給割合について、6 月期と 12 月期に 100 分の 320 の半分、100 分の 160 ずつに割り振り、6 月期は 100 分の 165 から 100 分の 160 に、

第1条で改正をしました12月期を100分の155から100分の160とし、年間支給割合は、令和3年度と同様の100分の320とするものです。

次に、2ページ中段をご覧ください。附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

第1号につきまして、議会議員の引き下げ額は1人当たりいくらで、総計はいくらになるのかをお尋ね致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員のご質問に答弁させていただきます。

合計額が約43万2,000円で、1人平均額が約31,000円です。以上です。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長 (山内 剛)

議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は、第1号議案と同じく本年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を年間で0.1月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和3年12月期の期末手当について現行の支給割合100分の165に引き下げ分100分の10をマイナスし、100分の155に改め、既に支給されている6月期分100分の165と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

次に、1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和4年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつに割り振り、6月期は100分の165から100分の160に、第1条で改正しました12月期を100分の155から100分の160とし、年間支給割合は、令和3年度と同様の100分の320とするものです。

次に、2ページ中段をご覧ください。附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 (村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第2号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

特別職の引き下げ額は各々いくらなのか、それから総計ではいくらなのかを質問致します。よろしくお願い致します。

町長公室長(山内 剛)

尾崎議員のご質問に答弁させていただきます。

合計額で約20万円で、1人当たり約10万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長(村井 勉)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長(山内 剛)

議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は議案第1号、議案第2号と同じく、本年度の人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を年間で0.1月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和3年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の165に、引き下げ分100分の10をマイナスし、100分の155に改め、既に支給されている6月期分100分の165と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

次に、1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和4年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつに割り振り、6月期は100分の165から100分の160に、第1条で改正しました12月期を100分の155から100分の160とし、年間支給割合は、令和3年度と同様の100分の320とするものです。

次に、2ページ中段をご覧ください。附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第3号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

同じく、引き下げ額及び総計についてお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

合計額が約6万円で、1人当たりの金額も約6万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長(山内 剛)

議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は議案第1号、議案第2号、議案第3号と同じく、本年度の人事院勧告に基づき期末手当について、再任用職員以外の職員については、支給月数を年間0.15月分、引き下げ、期末手当の合計を年間2.4月分に、再任用職員につきましては、支給月数を年間0.1月分、引き下げ、期末手当の合計を年間1.35月分とするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページから2ページ上段をご覧ください。第19条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の令和3年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の127.5に、引き下げ分100分の15をマイナスし、100分の112.5に改め、既に支給されている6月期分の100分の127.5と合わせて、年間支給割合を100分の240とするものでございます。

また、同条第3項の改正ですが、これは、再任用職員の令和3年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の72.5に、引き下げ分100分の10をマイナスし、100分の62.5に改め、既に支給されている6月期分100分の72.5と合わせて、年間支給割合を100分の135とするものでございます。

続きまして、第2条関係です。

2ページから3ページ上段をご覧ください。期末手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。

年間支給割合については変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正する

ものです。

第19条第2項の改正は、令和4年度以降の期末手当の年間支給割合を再任用職員以外の職員について、第1条で改正しました6月期100分の127.5、12月期100分の112.5から、6月期と12月期に100分の120ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和3年度と同様の100分の240とするものです。

また、同条第3項の改正ですが、これは再任用職員の期末手当について、第1条で改正しました6月期100分の72.5、12月期100分の62.5から、6月期と12月期に100分の67.5ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和3年度と同様の100分の135とするものです。

次に、3ページをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で適用者の在職基準日、第3項でこの条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第4号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

同じく引き下げ額は総計いくらになるのかと、平均1人当たりの職員の引き下げ額はいくらかをお尋ね致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

合計額が約930万円で、1人当たりの金額が約5万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

議長、ここで。

議長 (村井 勉)

自席でお願いします。

議員 (尾崎 忠義)

13 番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和 3 年多度津町議会第 5 回臨時会におきまして、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

この条例改正案は、本年度の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末手当支給割合の改正を行い、今年度の期末手当を引き下げるというものであります。そもそも人事院勧告及び県の人事委員会は、公務員のストライキ権などの労働基本権を制約する代替処置として作られたものであり、特別職である町長や町議会議員は、町民から選挙で選出され、報酬を受け取る者と職員のように給与をもらう者とは、分けて考える必要があります。国の人事院から引き下げを勧告された国家公務員のボーナスについて、政府は新型コロナウイルス感染症で大きな傷んだ国の経済の影響を考慮し、12 月の期末手当に反映させない方針ですが、ほとんどの場合、国に準じる都道府県の対応は、勧告と政府方針が捻じれる今回「据え置き」と「引き下げ」で割れております。香川県でも国に準拠して「見送り」にしているのが、高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、丸亀市、善通寺市の 6 市で、「引き下げ」をするのが、坂出市と東かがわ市の 2 市です。また、県に準拠して「引き下げ」をするのが、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、まんのう町、多度津町の 8 町であります。11 月 24 日の時点では、三木町が検討中ということでございましたが、昨日、可決を致しました。結局、町では 9 町となります。

そこで、長期にわたるコロナ禍の影響での営業収入や家庭収入の激減で、地域経済が疲弊する中での収入の底上げを行う経済政策を政府においても現在行っている時に職員の期末手当を引き下げるとは、この経済政策への逆行になります。地域経済の購買意欲を引き上げ、消費の拡大、内需の拡大を図ることからみても、この経済理論に反する公務員の一時金削減は、賃金のデフレスパイラルを発生させ、民間の中小企業の賃金を抑え込むことに連動することになります。また、今までとは比較に

ならないほどコロナ禍による公務員の労働強化と過重労働で健康を害し、士気、意欲を低下させるものともなります。このように公務員の一時金削減は、賃金のデフレスパイラルが始まれば、地域の民間企業の賃金水準や地域経済に与える影響、悪循環を発生させ、内需拡大に反し、景気回復に背を向ける原因ともなります。

従って、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川でございます。

私は、議案第4号、多度津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

提案されました議案第4号、多度津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき改正しようとするものです。

今回の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で業績が悪化した民間企業の水準に合わせるものであります。また、新型コロナウイルスの脅威はまだ終息の領域には入らず、本日も新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の急拡大を受けた水際対策の強化措置として全世界を対象に外国人の新規入国を禁止する措置を行う警戒レベルに入っております。

町職員におかれては、今回の新型コロナウイルスへの対応など、懸命に業務に当たられておるのは承知しております。しかしながら、現在の厳しい社会情勢などから見ましても、人事院勧告で示された期末手当の率の改正はやむを得ないと思います。

以上のことから、私は議案第4号、多度津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。これで賛成討論を終わります。

よろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

12番、渡邊 美喜子でございます。

今回の議案第4号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、反対であります。

なぜかと申しますと、以前は人事院勧告ということで従業員の方が100人を対象に一応、給料また手当でも決まっていた訳でございますが、最近は50名という風になっております。格差があると言われてはいますが、実際はあまり格差がないという風に聞いております。また、コロナ禍におきましても職員の皆様、本当に仕事の内容も多様化で大変に頑張っておられるということを改めて感じております。そういった意味も含めて今回のこの条例に関しましては、私は反対であります。以上です。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

有難うございます。

起立多数です。従って原案のとおり、可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、令和3年第5回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉 会 午前9時34分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和3年11月30日  
第5回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記